

令和 4 年 度

第 3 回 理 事 会 議 案

令和 4 年 6 月 10 日

一般財団法人 神戸市水道サービス公社

目 次

第 1 号議案 令和 3 年度事業報告及び決算等の承認について	2 頁
I 令和 3 年度事業報告	2 頁
II 令和 3 年度決算等	
1. 正味財産増減計算書（損益計算書）	5 頁
2. 貸借対照表	8 頁
3. 個別注記表	10 頁
4. 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書	11 頁
5. 財産目録	12 頁
6. 資産運用実績報告書	13 頁
7. 監査報告書	14 頁
第 2 号議案 令和 3 年度公益目的支出計画実施報告書の承認について	15 頁
令和 3 年度公益目的支出計画実施報告書	
1. 令和 3 年度の概要	15 頁
2. 実施事業（公益目的事業）の状況等	16 頁
3. 実施事業（継続事業）の状況等	18 頁
4. その他	20 頁
5. 監査報告書	21 頁
第 3 号議案 定時評議員会の招集の決定について	22 頁
報告事項 理事長及び常務理事の職務執行の状況報告	23 頁
[参考資料]	
I 会社の概要	24 頁
II 一般財団法人神戸市水道サービス公社定款	26 頁
III 一般財団法人神戸市水道サービス公社資産運用規程	31 頁

第1号議案 令和3年度事業報告及び決算等の承認について

I 令和3年度事業報告

当公社は、神戸市内における水道の円滑な利用促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的として昭和40年に設立された。

昭和60年に神戸市において市民皆水道が達成されたのを契機に、当公社の事業も従来の管工事主体から水道メーターの検針・徴収業務・メーター取替業務（以下、「主要3事業」という。）に重点を移し、主要3事業としてきたが、これらの業務にも順次競争性が導入されることになり、前中期経営計画官中（平成26年度～平成30年度）や中期経営計画2023（令和2年度～令和5年度）において工事監理（設計・積算・監督）業務に着手するなど事業構造の変革を進めてきた。

さらに、神戸市から示された当公社のミッションを実現するため、令和4年3月に、水道事業の効率化と広域連携を通じた水道技術の継承、水道局からの新たな業務受託を通じ民間事業者の育成と技術移転の推進などからなる経営改革プランを作成するとともに、中期経営計画2023の改訂を行った。

これらの経営改革プランや中期経営計画を実現するため、他都市からの業務受託を拡大しつつ、自立経営を実現するとともに、神戸市水道局を補完し、民間事業者の育成と技術の移転を推進するなど、神戸市水道事業の効率的な運営を図るうえで一定の役割を担っていく。

（1）期間満了メーターの取替

計量法により検定有効期間が8年と定められている水道メーターを期限到来前に取り替えた。水道局中部センター管内で受注していた小口径メーターの取替については、令和3年9月末で業務を終了した。

（2）水道施設の管理

① 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整・監督等を行った。

② その他

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を淡路広域水道企業団より受託した。

（3）設計・工事関連事業

① 鶴越墓園インフラ再整備工事

設置以来、老朽化が著しい鶴越墓園内の給水管等水道施設の再整備工事に係る工事の発注事務及び工事監理等を行った。（5年目）

② 西神中央駅前給水管移設に係る工事委託

西神中央駅前給水管移設に係る工事の発注事務及び工事監理等を行った。

③ 工業用水メーター更新作業監理

工業用水道のメーター更新作業の監理、新設メーターの設置、メーター設置後の現場対応・問い合わせ対応及び次年度のメーター更新の事前調査を行った。

④ 水道施設各所防草対策工事等

水道施設におけるアスファルト舗装工やコンクリート張り工、防草シートの設置工の詳細設計・工事発注・工事監督を行った。

⑤ 水管橋塗装更新工事の監理

水道局が維持管理する水管橋の塗装の劣化状況等を調査し、塗装更新が必要な水管橋の設計、工事発注及び工事監督を行った。

⑥ 工業用水道第3次改築工事の設計監理

工業用水道第3次改築工事に係る設計監理及び積算を行った。

⑦ 縦断輻輳管統合工事

道路内に埋設された複数の給水管を統合するため、水道局の配水管を埋設する工事を行った。

⑧ 住宅給水直結化工事

神戸すまいまちづくり公社の管理する2住宅の給水直結化に係る工事を行った。

(4) 調査・支援等事業

① 受水槽の適正管理等

定期検査の実施推進など受水槽の適正管理とともに、直結給水化も含めて啓発活動を行った。
また、適正な管理が円滑に実施されるよう検査機関として定期検査等を実施した。

② 水・インフラ整備に関する国際貢献

水道局とともに取り組んでいる水インフラ事業の一環として、JICAの課題別研修業務を受託し、都市上水道の浄水・水質に関する研修を行った。

③ 指定給水装置工事事業者の更新事務

水道法に基づく神戸市指定給水装置工事事業者の更新受付事務を行った。

④ 指定給水装置工事事業者講習会開催事務

厚生労働省通知により各事業体が行う「指定給水装置工事事業者講習会」を日本水道協会兵庫県支部から受託し、兵庫県下事業体合同で開催した。

⑤ 工業用水道受付センター運営

工業用水道のユーザーからの問い合わせ対応、請求補助事務等を行った。

⑥ メーター管理及び配水資材等管理

水道メーターの運送・受渡・仕分・保管・在庫管理、水道メーター検査等に関する事務及び配水資材の出庫・返納・在庫管理等に関する事務を行った。

⑦ 兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口の運営支援

兵庫県内の水道事業をサポートするため、令和3年4月に兵庫県と神戸市水道局が開設した「兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口」について、両機関のほか阪神水道企業団、(公財)兵庫県まちづくり技術センターと連携を図りながら、受付窓口ほか運営を支援した。

(5) その他業務

① 駐車場の経営

公社所有用地を活用して事業を行った。

② 給水管データ更新業務

水道局管路情報管理システムにおいて、新たに給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加、修正を行った。

③ 給水設計台帳システム管理業務

水道局各センターにおいて、給水設計書・各種承諾書の給水設計台帳システムへの入力を行った。

④ 給・配水管路情報データ提供業務

公社のホームページ内で、管路の埋設状況を示す電子データを水道局に来庁することなくインターネット利用により閲覧できる「神戸市水道web閲覧システム」の運用・保守管理等を行った。

Ⅱ 令和３年度決算等

１．正味財産増減計算書（損益計算書）

（令和３年４月１日～令和４年３月31日 単位 円）

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益	481,121,332	494,625,483	△ 13,504,151
事業収益	480,156,132	494,187,771	△ 14,031,639
期間満了メーター取替事業収入	61,767,440	119,296,600	△ 57,529,160
施設管理事業収入	45,547,908	91,505,579	△ 45,957,671
検針・徴収事務事業収入	0	0	0
調査・システム管理等事業収入	239,443,384	202,528,592	36,914,792
管工事事業収入	133,397,400	80,857,000	52,540,400
雑収益	965,200	437,712	527,488
受取利息	47,621	51,913	△ 4,292
雑収入	917,579	385,799	531,780
(2)経常費用	482,926,840	495,193,329	△ 12,266,489
事業費	418,836,169	441,593,465	△ 22,757,296
期間満了メーター取替事業支出	61,587,112	89,667,120	△ 28,080,008
施設管理事業支出	56,333,821	99,991,697	△ 43,657,876
調査・システム管理等事業支出	179,318,652	173,667,285	5,651,367
管工事事業支出	121,596,584	78,267,363	43,329,221
管理費	64,090,671	53,599,864	10,490,807
一般管理費	64,082,762	53,105,574	10,977,188
営業外費用	7,909	494,290	△ 486,381
当期経常増減額	△ 1,805,508	△ 567,846	△ 1,237,662
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益(特別利益)	4,959,028	0	4,959,028
(2)経常外費用(特別損失)	8,337,000	0	8,337,000
当期経常外増減額	△ 3,377,972	0	△ 3,377,972
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,183,480	△ 567,846	△ 4,615,634
法人税、住民税及び事業税	97,000	172,000	△ 75,000
当期一般正味財産増減額	△ 5,280,480	△ 739,846	△ 4,540,634
一般正味財産期首残高	256,965,112	257,704,958	△ 739,846
一般正味財産期末残高	251,684,632	256,965,112	△ 5,280,480
Ⅱ 正味財産期末残高	251,684,632	256,965,112	△ 5,280,480

正味財産増減計算書内訳表

(単位:円)

科目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	合計
	公1事業	継1事業	共通	小計	他1事業	共通	小計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
事業収益					480,156,132		480,156,132		480,156,132
雑収益								965,200	965,200
受取利息								47,621	47,621
雑収入								917,579	917,579
経常収益計					480,156,132		480,156,132	965,200	481,121,332
(2) 経常費用									
事業費	7,827,895			7,827,895	411,008,274		411,008,274		418,836,169
役員報酬					5,733,309		5,733,309		5,733,309
給料手当	7,827,895			7,827,895	143,103,051		143,103,051		150,930,946
非常勤嘱託賃金					14,021,541		14,021,541		14,021,541
委託料					26,306,266		26,306,266		26,306,266
材料費					1,742,732		1,742,732		1,742,732
報酬					1,640,211		1,640,211		1,640,211
旅費交通費					21,044		21,044		21,044
被服費					382,777		382,777		382,777
備品消耗品費					4,922,347		4,922,347		4,922,347
燃料費					1,352,523		1,352,523		1,352,523
光熱水費					1,519,643		1,519,643		1,519,643
印刷製本費					183,989		183,989		183,989
通信運搬費					3,798,632		3,798,632		3,798,632
手数料					1,053,931		1,053,931		1,053,931
賃借料					14,424,046		14,424,046		14,424,046
修繕費					410,702		410,702		410,702
保険料					1,214,657		1,214,657		1,214,657
厚生費					333,533		333,533		333,533
補償費					524,746		524,746		524,746
減価償却費					4,782,572		4,782,572		4,782,572
公租公課					959,998		959,998		959,998
雑費					112,819		112,819		112,819
工事請負費					182,463,205		182,463,205		182,463,205
管理費								64,090,671	64,090,671
役員報酬								1,623,075	1,623,075
給料手当								53,795,646	53,795,646
非常勤嘱託賃金								511,994	511,994
委託料								1,080,481	1,080,481
報酬								464,337	464,337
旅費交通費								63,927	63,927
被服費								108,363	108,363
備品消耗品費								305,198	305,198
燃料費								5,537	5,537
光熱水費								428,931	428,931
印刷製本費								3,811	3,811
通信運搬費								208,356	208,356
手数料								64,509	64,509
賃借料								3,574,005	3,574,005
修繕費									
保険料								117,433	117,433
厚生費								89,467	89,467
減価償却費								495,720	495,720
公租公課								270,752	270,752
雑費								871,220	871,220
雑支出(営業外費用)								7,909	7,909
経常費用計	7,827,895			7,827,895	411,008,274		411,008,274	64,090,671	482,926,840
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 7,827,895			△ 7,827,895	69,147,858		69,147,858	△ 63,125,471	△ 1,805,508
当期経常増減額	△ 7,827,895			△ 7,827,895	69,147,858		69,147,858	△ 63,125,471	△ 1,805,508
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計								4,959,028	4,959,028
(2) 経常外費用									
経常外費用計								8,337,000	8,337,000
当期経常外増減額								△ 3,377,972	△ 3,377,972
税引前当期一般正味財産増減額	△ 7,827,895			△ 7,827,895	69,147,858		69,147,858	△ 66,503,443	△ 5,183,480
法人税、住民税及び事業税								97,000	97,000
当期一般正味財産増減額	△ 7,827,895			△ 7,827,895	69,147,858		69,147,858	△ 66,600,443	△ 5,280,480

(参考) 期間損益計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日 単位 円)

科 目	金 額
売 上 高	480,156,132
期間満了メーター取替事業売上高	61,767,440
施設管理事業売上高	45,547,908
調査・システム管理等事業売上高	239,443,384
管工事事業売上高	133,397,400
売上原価	389,361,133
売上総利益	90,794,999
販売費及び一般管理費	93,557,798
営業利益	△ 2,762,799
営業外収益	965,200
受取利息	47,621
雑収入	917,579
営業外費用	7,909
雑損失	7,909
経常利益	△ 1,805,508
特別利益	4,959,028
その他特別利益	4,959,028
特別損失	8,337,000
その他特別損失	8,337,000
税引前当期純利益	△ 5,183,480
法人税、住民税及び事業税等	97,000
当期純利益	△ 5,280,480

2. 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	268,808,793	267,118,326	1,690,467
未収金	199,505,371	166,674,382	32,830,989
貯蔵品	0	344,951	△344,951
リース資産	3,475,600	0	3,475,600
前払金	11,396,930	609,120	10,787,810
流動資産合計	483,186,694	434,746,779	48,439,915
2. 固定資産			
基本財産			
預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
その他固定資産			
構築物	8,545,000	8,545,000	0
工具器具備品	11,848,000	11,754,400	93,600
減価償却累計額	△19,628,148	△19,428,155	△199,993
土地	10,719,000	10,719,000	0
電話加入権	1,862,160	1,862,160	0
長期性預金	7,000,000	7,000,000	0
その他固定資産合計	20,346,012	20,452,405	△106,393
固定資産合計	23,346,012	23,452,405	△106,393
資産合計	506,532,706	458,199,184	48,333,522
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	189,732,138	82,926,374	106,805,764
未払費用	1,240,686	3,152,472	△1,911,786
未払法人税等	97,000	172,000	△75,000
前受金	163,900	161,700	2,200
預り金	741,353	908,138	△166,785
賞与引当金	6,108,133	8,850,072	△2,741,939
リース債務	3,475,600	0	3,475,600
流動負債合計	201,558,810	96,170,756	105,388,054
2. 固定負債			
預り保証金	409,500	455,280	△45,780
退職給付引当金	52,879,764	104,608,036	△51,728,272
固定負債合計	53,289,264	105,063,316	△51,774,052
負債合計	254,848,074	201,234,072	53,614,002
III 正味財産の部			
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	251,684,632	256,965,112	△5,280,480
負債及び正味財産合計	506,532,706	458,199,184	48,333,522

貸借対照表内訳表

(単位 円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合 計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金			207,922	207,922
預金			268,600,871	268,600,871
未収金		199,505,371		199,505,371
リース資産		3,475,600		3,475,600
前払金		10,560,000	836,930	11,396,930
流動資産合計	0	213,540,971	269,645,723	483,186,694
2. 固定資産				
基本財産				
預金			3,000,000	3,000,000
基本財産合計	0	0	3,000,000	3,000,000
その他の固定資産				
構築物		2		2
工具器具備品		764,850		764,850
土地		10,719,000		10,719,000
電話加入権		1,862,160		1,862,160
長期性預金			7,000,000	7,000,000
その他固定資産合計	0	13,346,012	7,000,000	20,346,012
固定資産合計	0	13,346,012	10,000,000	23,346,012
資産合計	0	226,886,983	279,645,723	506,532,706
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金		184,473,438	5,258,700	189,732,138
未払費用		1,240,686		1,240,686
未払法人税等			97,000	97,000
前受金		163,900		163,900
預り金		741,353		741,353
賞与引当金		6,108,133		6,108,133
リース債務		3,475,600		3,475,600
流動負債合計		196,203,110	5,355,700	201,558,810
2. 固定負債				
預り保証金		409,500		409,500
退職給付引当金			52,879,764	52,879,764
固定負債合計	0	409,500	52,879,764	53,289,264
負債合計	0	196,612,610	58,235,464	254,848,074
III 正味財産の部				
1. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)				
正味財産合計	0	30,274,373	221,410,259	251,684,632
負債及び正味財産合計	0	226,886,983	279,645,723	506,532,706

3. 個別注記表

(1) 重要な会計方針

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法

②固定資産の減価償却の方法

i 建物, 構築物 定額法

ii 機械装置, 工具器具備品 定率法

③引当金の計上基準について

i 賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため, 支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

ii 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため, 当期末における退職給付債務の見込み額に基づき, 当期末に発生していると認められる額を計上している。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は, 税抜方式を採用している。

(2) 特別損益の内訳

特別損失 早期退職に伴う割増退職手当 8,337,000 円

特別利益 厚生会解散に伴う残余財産の受入 4,959,028 円

4. 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(1) 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	8,850,072	6,108,048	8,850,072	0	6,108,048
退職給付引当金	104,608,036	9,781,048	61,509,320	0	52,879,764

5. 財産目録

(令和4年3月31日現在 単位 円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金		未払金	
小口現金、釣銭用現金	207,922	職員手当等	184,473,438
普通預金、大口定期預金	268,600,871	消費税精算確定額	5,258,700
未収金		未払費用	
水道局受託料	185,270,444	電気料金、ガス料金、電話料金等	1,240,686
その他の受託料	14,234,927	未払法人税等	
リース資産		法人市民税等	97,000
車両	3,475,600	前受金	
前払金		駐車場使用料	163,900
工事契約前払金支払等	11,396,930	預り金	
流動資産合計	483,186,694	源泉所得税及び社会保険料等	741,353
固定資産		賞与引当金	
基本財産		正規職員、常勤嘱託職員	6,108,133
預金		リース債務	
預金	3,000,000	車両	3,475,600
基本財産合計	3,000,000	流動負債合計	201,558,810
その他固定資産		固定負債	
構築物		預り保証金	
駐車場	8,545,000	駐車場保証金	409,500
什器備品		退職給付引当金	
漏水探知機他	11,848,000	退職給付引当金	52,879,764
減価償却累計額	△19,628,148	固定負債合計	53,289,264
土地			
西区美穂が丘(駐車場用地)	10,719,000		
電話加入権			
電話加入権	1,862,160		
長期性預金			
長期金利連動型変動金利定期預金	7,000,000		
その他固定資産合計	20,346,012		
固定資産合計	23,346,012	負債合計	254,848,074
資産合計	506,532,706	正味財産	251,684,632

6. 資産運用実績報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

	商品名	運用先	預入日	期間	満期日	預入額 (円)	利率 (年・%)	受取利息 (円)	備考
1	大口定期 (自由金利)	みなと銀行	R2.12.18	6か月	R3.6.18	10,000,000	0.002	99	
			R3.6.18	6か月	R3.12.18	10,000,000	0.002	100	
			R3.12.18	6か月	R4.6.18	10,000,000	0.002		
2	大口定期 (自由継続型)	三井住友銀行	R2.12.18	6か月	R3.6.18	9,511,669	0.002	94	
			R3.6.18	6か月	R3.12.18	9,511,749	0.002	95	
			R3.12.18	6か月	R4.6.18	9,511,830	0.002		
3	スーパー定期 (自由継続型)	三井住友信託銀行	R3.4.26	5年	R8.4.26	7,000,000	0.010	1,540	R3.4.26 ～ R8.4.26
			H29.4.20	5年	R4.4.20	3,000,000	0.007	210	H29.4.20 ～ R4.4.20
4	大口定期	日新信用金庫	R2.11.9	6か月	R3.5.10	108,000,000	0.042	22,617	
			R3.5.10	6か月	R3.11.10	108,000,000	0.042	22,866	
			R3.11.10	6か月	R4.5.10	108,000,000	0.042		
							合計	47,621	

7. 監査報告書

令和4年 5月31日

監査報告書

一般財団法人神戸市水道サービス公社

理事長 山本 剛司 様

一般財団法人神戸市水道サービス公社

監事 楡井 義丈



監事 和氣 大輔



私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第99条第1項）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第36条及び第45条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第36条及び第45条）の規定に基づき本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及びその使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書を監査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類について監査いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

第2号議案 令和3年度公益目的支出計画実施報告書の承認について

令和3年度公益目的支出計画実施報告書

一般財団法人神戸市水道サービス公社

1. 令和3年度の概要

1. 公益目的財産額	359,590,497 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 ((1) + (2) - (3))	69,416,324 円
(1) 前事業年度末日の公益目的収支差額	61,588,429 円
(2) 当該事業年度の公益目的支出の額	7,827,895 円
(3) 当該事業年度の実施事業収入の額	0 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	290,174,173 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由	
計画策定時点の見込みに比べ、継1における公益目的支出の額が見込みを下回る一方、公1における公益目的支出の額が見込みを上回ったため、当該事業年度末日の公益目的収支差額が計画における見込額を上回ったものである。 なお、公益目的収支差額については、計画との差は279,548円であるが、今後の事業規模からみても、現時点においては計画期間に影響を及ぼすものではないと考える。	

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	(1) 計画上の完了見込み	令和42年3月31日
	(2) (1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	359,590,497 円	359,590,497 円	359,590,497 円	359,590,497 円	359,590,497 円
公益目的収支差額	61,454,912 円	61,588,429 円	69,136,776 円	69,416,324 円	76,818,640 円
公益目的支出の額	7,681,864 円	7,697,095 円	7,681,864 円	7,827,895 円	7,681,864 円
実施事業収入の額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
公益目的財産残額	298,135,585 円	298,002,068 円	290,453,721 円	290,174,173 円	282,771,857 円

2. 実施事業（公益目的事業）の状況等

事業番号	事業の内容
公 1	小規模受水槽及び給水設備について、所有者等による適正な維持管理の実施に向けた啓発活動等を行う事業

（1）計画記載事項

事業の概要
（事業の趣旨） 本事業は、小規模受水槽及び給水設備の所有者又は管理者に、その適正な維持管理を促すことにより、安全、安心な水道を実現し、市民福祉の向上を図ることを目的とする。 （事業の背景等） 容量 10 m³以下の小規模受水槽のうち、容量が 3 m³を超えるものは、定期点検（年 1 回）の実施が神戸市受水槽衛生管理指導要綱により義務づけられているが、特に罰則はなく、また 3 m³以下のものは同要綱でも努力義務にとどまっている。そのため、これら小規模受水槽の定期点検の受検率は非常に低く、水質検査などが定期的に行われていないものが多い。 また、集合住宅の配管などの給水設備は、当該集合住宅の所有者が管理するものとされているが、計画的な設備改修が行われず、老朽化に伴う漏水の可能性が高まっている。 本事業は、小規模受水槽及び集合住宅の配管などの給水設備の適正な維持管理の重要性を所有者又は管理者に認識してもらうための啓発活動等を行うものである。 （事業の特徴） 小規模受水槽等の管理状況は特にデータベース化されておらず、それらを網羅的に把握、啓発する事は民間営利事業者では困難である反面、公社では概ねすべての対象に対して事業実施が可能である。 また、実施にあたっては、啓発パンフレットを作成し、適正管理の重要性を周知するだけでなく、受水槽及び給水設備の維持管理に関する技術的能力を有効に活用することにより、実態に即した啓発を行う。 啓発活動は、適正な維持管理の重要性を所有者等に認識してもらうものであり、公社での受検等を促す目的で実施するものではない。 （事業の内容） 小規模受水槽の適正管理啓発及び集合住宅における給水設備の適正管理啓発 （実施内容） 1. 小規模受水槽の適正管理啓発 受水槽の維持管理について技術的能力を有する公社職員が個別訪問し、定期検査の実施を勧奨することにより、受水槽の水質維持を図る。また、より水質の維持を確保しやすい方法として、受水槽を使用せず直接住戸に給水する直結給水化への切替えも提案する。 2. 集合住宅における給水設備の適正管理啓発 給水設備の維持管理について技術的能力を有する公社職員が個別訪問し、給水設備改修計画の立案とその実施について助言等することにより、老朽化した給水設備の更新を促進する。 （事業実施のための財源） なし

(事業に必要となる資産) なし	
(1) 当該事業に係る公益目的支出の見込額	2,664,318 円
(2) 当該事業に係る実施事業収入の見込額	0 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
1. 受水槽等の適正管理啓発等事業 小規模受水槽設置者に対する適正管理の啓発のため、設置施設への戸別訪問を行った。	
(1) 当該事業に係る公益目的支出の額	7,827,895 円
(2) 当該事業に係る実施事業収入の額	0 円
(3) ((1) - (2)) の額	7,827,895 円
(4) 当該事業に係る損益計算書の費用の額	7,827,895 円
(5) 当該事業に係る損益計算書の収益の額	0 円
(1) 及び (2) に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 計画との収支の差5,032,777円は、人件費の増により公益目的支出の額が増加したためである。	

(3) 実施事業資産の状況等

番号	資産の 名称	時価評価資産の算 定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日 の帳簿価額	使用の 状況
		0 円	0 円	0 円	0 円	

【実施事業収入の額の算定について】

損益計算書の 科目	(1) 損益計算書 の収益の額	(2) 実施事業 収入の額	(2) の額の算定に 当たっての考え方
	0 円	0 円	

【公益目的支出の額の算定について】

損益計算書の 科目	(1) 損益計算書 の費用の額	(2) 公益目的 支出の額	(2) の額の算定に 当たっての考え方
施設管理事業 受水槽適正	7,827,895 円	7,827,895 円	異なる費用科目はないため左記は同 額である。
計	7,827,895 円	7,827,895 円	

3. 実施事業（継続事業）の状況等

事業番号	事業の内容
継 1	水・インフラ整備の海外展開を志向する地元企業等に対して技術的な指導又は助言をするなどの支援を行う事業

（1）計画記載事項

事業の概要	
（事業の趣旨） 本事業は、浄水場などの水・インフラ施設の整備又は維持管理事業の実施に関して海外展開を志向する地元企業等の支援を行うことにより、もって地元企業等の振興を図ることを目的とする。 欧米などの海外企業には水道事業を行うものが多数あり、水・インフラ施設の整備又は維持管理にノウハウを有しているが、地元企業等にはそのような実績がないことから、そのようなノウハウに乏しい地元企業等が海外において水・インフラ施設の整備又は維持管理事業を実施可能となるよう支援する。 （内容） 浄水場などの水道施設の整備又は維持管理について技術的能力を有する公社職員より、具体的な整備内容を前提としない一般的な内容について、事業実施可能性などの初歩的な面での技術的な指導又は助言を行う。 これまで、水質試験所の設置にあたって必要となる管理運営体制についての助言、海外で布設する水道管について、必要となる品質、規格についての相談に応じている。 （対象） 基本的には、神戸市と水・インフラ整備に関する相互協力協定を締結した地元企業等を原則とするが、地元企業等であれば、それにとらわれず、幅広く相談に応じる。 （実施時期） 随時 （実施方法） 技術的能力を有する公社職員による面談 （指導料） 無料 （事業実施のための財源） なし （事業に必要となる資産） なし	
（1）当該事業に係る公益目的支出の見込額	1,141,546 円
（2）当該事業に係る実施事業収入の見込額	0 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
実施企業：実施なし	
実施時期：実施なし	
(1) 当該事業に係る公益目的支出の額	0 円
(2) 当該事業に係る実施事業収入の額	0 円
(3) ((1) - (2)) の額	0 円
(4) 当該事業に係る損益計算書の費用の額	0 円
(5) 当該事業に係る損益計算書の収益の額	0 円
(1) 及び (2) に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由	
計画との収支の差 1,141,546 円は、コロナ禍の影響等により実施が出来なかったためである。	

(3) 実施事業資産の状況等（事業単位ごとに作成してください。）

番号	資産の 名称	時価評価資産の算 定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日 の帳簿価額	使用の 状況
		0 円	0 円	0 円	0 円	

【実施事業収入の額の算定について】

損益計算書の科目	(1) 損益計算書 の収益の額	(2) 実施事業 収入の額	(2) の額の算定に 当たっての考え方
	0 円	0 円	

【公益目的支出の額の算定について】

損益計算書の科目	(1) 損益計算書 の費用の額	(2) 公益目的 支出の額	(2) の額の算定に 当たっての考え方
調査・システム管理 等事業支出 水・インフラ(自主)	0 円	0 円	異なる費用科目はないため、左記 は同額である。
計	0 円	0 円	

4. その他

別表 A【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】

(1) その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等
該当なし

(2) 資産の取得や処分、借入について

実施内容（計画の変更内容）及び公益目的支出計画の実施に対する影響等
該当なし

別表 B【引当金等の明細】

(1) 実施事業に係る引当金

該当なし

(2) (1) 以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称		目的		
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
1	退職給付引当金		職員の退職給付を行ったため。		
	104,608,036円	9,781,048円	61,509,320円	円	52,879,764円
2	賞与引当金		職員の賞与支給を行ったため。		
	8,850,072円	6,108,133円	8,850,072円	円	6,108,133円

(3) 「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたもの

該当なし

5. 監査報告書

令和4年 5月31日

令和3年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

一般財団法人神戸市水道サービス公社
理事長 山本 剛司 様

一般財団法人神戸市水道サービス公社

監事 楡井 義丈



監事 和氣 大輔



私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和元年度事業年度の公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第1項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第124条第1項）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第43条の規定に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2 監査の意見

当法人の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

第3号議案 定時評議員会の招集の決定について

一般財団法人神戸市水道サービス公社定款第16条第1項に規定する評議員会を次のとおり招集する。

1. 日 時 令和4年6月29日（水） 13時30分～
2. 場 所 神戸市水道サービス公社 大会議室（Web 会議）
3. 目的である事項等

1. 報告事項

- (1) 令和3年度事業報告について
- (2) 令和3年度公益目的支出計画実施報告書について
- (3) 理事長及び常務理事の職務執行の状況報告

2. 決議事項

第1号議案 令和3年度決算に係る貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認について

第2号議案 監事2名の選任について

【監事候補者に関する略歴等参考資料】

候補者 番号	氏 名	略歴、この法人における地位・担当 及び他の法人等における主な役職
1	にれい よしたけ 楡井 義丈 重任	平成3年10月 当法人 監事就任 現在に至る （株）みなと銀行 執行役員 地域戦略部長
2	わ け だいすけ 和氣 大輔 重任	平成25年4月 当法人 監事就任 現在に至る 公認会計士

報告事項 1 理事長及び常務理事の職務執行の状況報告

(令和4年3月12日～令和4年6月9日)

1. 取組状況

役職名	氏名	主な取組状況
理事長	やまもと たけし 山本 剛司	組織や業務を指揮・統括し、一般財団法人として自主性・自律性を持った組織運営に務めた。
常務理事	えもと なおすけ 江本 直輔	理事長のもと、組織や業務全般を指揮・統括した。

2. 経営改善の取り組み

(1) 令和4年度新規事業の受託

- ・漏水調査・施設巡回点検等業務
- ・六甲山牧場給水工事監理業務
- ・日本水道協会兵庫県支部事務局の事務に係る一部業務
- ・阪神水道企業団採水業務
- ・浄水場見学（小学生）受入業務（派遣事業）

(2) 組織体制の見直し

- ・広域連携課を工務課へ統合した。
- ・係制をライン制に変更し、業務内容の変化に合わせて工務課に工事・システム担当、公益・派遣事業担当、資材管理担当と施設管理担当の各ラインを整備した。

(3) 業務改善プロジェクトチームの発足

- ・令和3年度に、業務コストの削減や効率化、お客さまサービスの向上等、業務改善に係る提案を募集した。応募した職員8名をメンバーとする業務改善プロジェクトチームが令和4年4月1日に発足した。月1回の検討会を開催し、提案の具体化、事業化に取り組んでいる。

(4) 正規職員採用（令和4年4月）

- ・正規職員2名（技術職員、高校新卒）を採用した。
- ・有期嘱託職員からの転換により、正規職員3名（事務職員2名、技術職員1名）を採用した。

(5) 経営改革プラン

令和4年3月公表の経営改革プランに基づき、上記組織体制の見直し、若年層の新規採用継続等のほか、

- ・固有職員の係長職登用
 - ・市派遣職員の市OB職員等への切り換え、市OB職員の勤務条件の変更（原則週4日）
 - ・資格取得支援制度の拡充
- 等に取り組んだ。

(参考資料)

I 会社の概要

1. 名 称 一般財団法人 神戸市水道サービス公社

2. 所 在 地 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

3. 設立年月日

設立許可 昭和40年8月13日

設立登記 昭和40年8月26日

名称変更登記 昭和60年7月22日

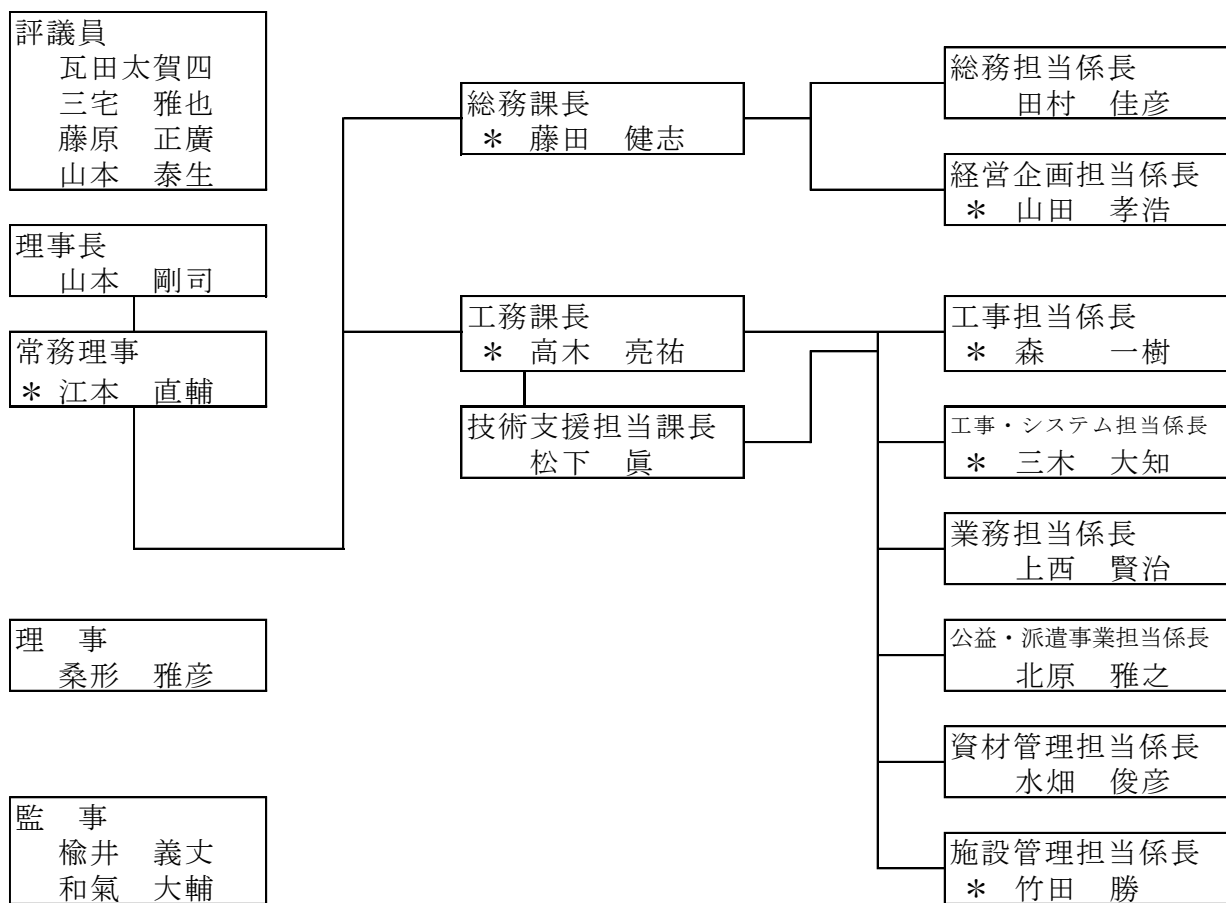
名称変更登記 平成25年4月1日

4. 出 資 金 110,000千円

出資者	出資年度	出資理由	出資額
神戸市	昭和40年度	設立のため	5,000千円
神戸市	昭和46年度	事業量増大に対処するため	5,000千円
神戸市	平成21年度	経営基盤強化のため	100,000千円

5. 機 構

令和4年5月1日現在



*は、神戸市水道局派遣職員

6. 役職員数（常勤）

令和4年5月1日現在（単位：人）

課 \ 区分	常勤 役員	課長級	係長級	事務 職員	技術 職員	嘱託 職員	計
総務課	2(1)	1(1)	2(1)	3		1	9(3)
工務課		2(1)	6(3)	3	9(1)	18	38(5)
計	2(1)	3(2)	8(4)	6	9(1)	19	47(8)

() 内は神戸市水道局派遣職員数で内数

Ⅱ 一般財団法人神戸市水道サービス公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（英語名 Kobe Water Service Corporation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道事業に関する調査研究
- (2) 住宅団地の受水装置の適正管理啓発及び維持管理業務の受託
- (3) 水道事業の事務、工事及び管理業務の受託
- (4) 簡易水道の経営及び技術相談
- (5) 国内外の水道事業の事業者への技術指導及び助言等
- (6) 労働者派遣事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予定損益計算書等)

第6条 この法人の事業計画書、予定損益計算書及び予定貸借対照表については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

神田勉、山本裕光、中川欣哉、水口和彦

4 この法人の最初の理事長は神田勉、常務理事は山本裕光とする。

5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

和氣大輔

附 則

この定款は、令和3年3月17日から施行する。

Ⅲ 一般財団法人神戸市水道サービス公社資産運用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人神戸市水道サービス公社の資産に関わる運用指針、運用手続等について定め、もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(資産の区分)

第2条 運用の対象とする資産の区分は、基本財産及び通常財産とする。

(資産運用責任者)

第3条 資産運用事務を処理するため、資産運用責任者を置く。

2 資産運用責任者は、総務課長をもって充てる。

(基本方針)

第4条 基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行う。

2 運用財産は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。

(運用対象)

第5条 運用対象は、次のとおりとする。

(1) 郵便貯金

(2) 金融機関への円建て預金

(3) 神戸市債

2 第1項の規定にかかわらず、理事会が特に認めた場合は、第1項に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。

(運用手続)

第6条 理事長は年度当初の理事会において前年度の運用実績を報告し、その承認を得なければならない。

2 資産運用責任者は個別の運用にあたっては、あらかじめ理事長の決裁を受けなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。